

36 食と地域の交流促進対策交付金

【1,703(0)百万円】

対策のポイント

食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援します。

<背景/課題>

- ・農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るためには、農山漁村の6次産業化を推進するなど、農山漁村の活性化を図ることが喫緊の課題です。
- ・このためには、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要であり、こうした多様な取組を拡大するため、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付します。

政策目標

約450億円規模の集落型の経済活動を創出（平成27年度）

<主な内容>

1. 食と地域の交流促進集落活性化対策

「子ども農山漁村交流プロジェクト」、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付します。

補助率：定額（1地区あたり上限250万円）

事業実施主体：集落等

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

農林水産省、総務省、文部科学省が連携して、全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う活動を推進している取組です。

2. 食と地域の交流促進支援対策

個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

3. 都市農業振興整備対策

都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援します。

補助率：定額（1/2相当）

事業実施主体：民間団体、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030(直))]

食と地域の交流促進対策交付金

農林漁業者の所得の向上と集落の維持・再生を図るため、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援。

農林漁業者の所得の向上

集落の維持・再生

6次産業化の推進による農山漁村の活性化

農林漁業者による生産・加工・販売の一体化に併せ

集落ぐるみの都市農村交流等の取組により、6次産業化を一層推進

「食と地域の交流促進対策交付金」の創設

食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用し、集落ぐるみの都市農村交流等の促進により農山漁村の活性化を目指す取組を、直接かつ集中的に支援。

(基本スキーム)



【ポイント】
〔直接交付〕

- 従来の個別補助金を廃止し、地域にとって使いやすい交付金に一本化
- 集落は多様な取組が、自由かつ柔軟に実施可能
- 中間団体を經由せず、取組主体の集落に直接交付

＜支援する集落の取組内容＞

- 子ども交流など教育の場としての活用 (子ども農山漁村交流プロジェクト)
- 都市人材の活用 (田舎で働き隊)
- 観光と連携した都市農村交流 (グリーン・ツーリズム)

など、教育、観光等との連携強化による新たな交流需要の創造に向けた取組を支援

〔関係府省とも連携〕